

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ミクロネシア	ネシア連邦政府に対するミクロネシアに關する日本国政府とミクロネシア連邦政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	H28.4.1 コロニア で (同日)	日本側 坂井眞樹在ミクロ ネシア大使 ローリン ミクロネシア側 ト外務大臣 ・ S・ロバート	H28.7.4 258号
ミクロネシア	コスラエ州電力セクター改善計画のための贈与に關する日本国政府とミクロネシア連邦政府との間の交換公文	コスラエ州電力セクター改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,193,000千円 H33.2.28まで	H28.4.1 コロニア で (同日)	日本側 坂井眞樹在ミクロ ネシア大使 ローリン ミクロネシア側 ト外務大臣 ・ S・ロバート	H28.7.4 259号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。